

令和 3 年 3 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議 案

第 43 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例

第 44 号 工事請負契約の一部を変更することについて（長門市光ファイバー
網整備事業施設整備工事）

第 45 号 長門市教育委員会教育長の任命について

報 告

第 2 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めるこ
とについて）

議案第 43 号

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 3 年 3 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

長門市介護保険条例（平成 17 年長門市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 8 号ア中「200 万円」を「210 万円」に改め、同項第 9 号ア中「300 万円」を「320 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長門市介護保険条例第 4 条の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 44 号

工事請負契約の一部を変更することについて（長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事）

令和 2 年第 4 回長門市議会臨時会の議決を経て締結した長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び長門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年長門市条例第 56 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

契約金額「1,355,200,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 123,200,000 円）」を「1,260,139,100 円（うち消費税及び地方消費税の額 114,558,100 円）」とする。

議案第 45 号

長門市教育委員会教育長の任命について

長門市教育委員会教育長に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 3 年 3 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 伊藤充哉
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

報告第 2 号

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 9 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 3 年 3 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 9 日

長門市長 江 原 達 也

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の額 163,375 円

2 損害賠償の相手方

住所

氏名

3 発生の原因となる事実

令和 2 年 10 月 27 日午前 11 時 50 分頃、国道 316 号渋木トンネル内を走行していたところ、運転手の不注意により前方を走行中の相手方車両の後部に追突し、損害を与えたもの

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）